

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年10月28日（水）14時00分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職、横山係長、市森係員

福島第一原子力規制事務所

渡部副所長、坂本原子力運転検査官、木村（通）原子力運転検査官、坂中原
子力防災専門官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、同年10月9日に実施した面談でのコメントに対する回答があった。
 - 作業管理Gの行っている業務は当直業務の支援であり、作業管理G員の力量は当直員と同等であること。また、見直しに伴い作業管理Gは作業許可申請書（PTW）作業等を中心に行うこととし、当直は監視業務と警報対応に専念し担当業務を明確化したこと。
 - 複数事象同時発生時における応援体制として、水処理当直や単身寮にいる作業管理G員や当直員への応援を依頼して対応することを検討していること。

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 複数事象同時発生時における応援体制について、人員の確保の方法等を明確にするとともに、再度整理して説明すること。

6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について